

機関名：日本貸金業協会 長崎県支部

概要

日本貸金業協会は、業界の自主規制機能を抜本的に強化するため、平成19年12月に貸金業法に基づき内閣総理大臣の認可を得て設立された貸金業界唯一の自主規制機関です。

業務（相談）内容

貸金業界の指定紛争解決機関（金融ADR）として、次の業務を行います。

- ・ 貸金業務に関する相談、苦情、紛争解決への対応
- ・ 返済困難な相談者に対する債務解決支援
- ・ 多重債務の再発防止を図るための支援（生活再建支援カウンセリング）
- ・ 貸付自粛申告の受付（郵送可）

利用方法

電話： 9：00～17：00（月曜日から金曜日）
（土・日・祝休日・12月29日から1月4日を除く）
電話番号（0570-051-051 ナビダイヤル）
面談： ご来訪を希望される方は事前にご連絡ください。